

地域コンシェルジュ事業「CNA 暮らしサポート」利用規約

本規約は、株式会社秋田ケーブルテレビ（以下「当社」）が提供する地域コンシェルジュ事業「CNA 暮らしサポート」（以下「本サービス」）の利用条件を定めるものです。

第1条（目的）

本サービスは、当社のサービス契約者の生活におけるお困りごとに対し、当社が適切な専門業者を紹介し、その解決を支援することを目的とします。

第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

1. 「利用者」とは、当社と放送サービスまたは通信サービス等の契約を締結している者であり、本規約に同意のうえ本サービスを利用する者をいいます。なお、利用者の同居家族による利用についても本規約が適用されるものとし、利用者は当該家族の行為一切について責任を負うものとします。
2. 「協力会社」とは、本サービスにおいて、利用者に対し点検、修理、清掃、代行等の実作業（以下「本作業」）を提供する、当社が提携する専門業者をいいます。
3. 「利用契約」とは、本サービスを利用するため、本規約に基づき利用者と当社との間で締結される契約をいいます。
4. 「作業契約」とは、本作業の実施に関し、利用者と協力会社との間で直接成立する契約をいいます。

第3条（サービスの内容と当社の役割）

1. 本サービスは、利用者の生活におけるお困りごとに対し、当社が協力会社を選定・紹介し、紹介した協力会社と利用者との間での解決を支援するサービスです。
2. 当社は、協力会社の紹介および、利用料金の請求代行、情報提供等を行います。
3. 作業契約は、利用者と協力会社との間で直接成立するものとします。当社は、利用者と協力会社との間の契約締結を媒介するものであり、別段の定めがない限り、当社自身が本作業を行うものではありません。
4. 当社および協力会社は、依頼内容が特殊な技術を要する場合、安全の確保が困難な場合、申込内容に虚偽がある場合、または当社の業務遂行上支障がある場合など、合理的な理由がある場合には、本サービスの提供をお断りすることがあります。

第4条（利用契約および作業契約の成立）

1. 本サービスは、当社の放送・通信サービス等の契約者に提供されるものとします。
2. 利用者が本規約に同意のうえ、当社所定の方法（電話、Web フォーム、LINE 等）により本サービスの利用を申し込み、当社がこれを受諾した時点で利用契約が成立するものとします。ただし、過去に当社のサービスで利用停止を受けたことがある場合等、当社が不相当と判断した場合は申し込みを承諾しないことがあります。

3. 利用者は、前項の利用契約成立後、当社に対し具体的にお困りごとの相談を行うことができます。
4. 作業契約は、協力会社が提示した見積内容に対し、利用者が承諾した時点で、利用者と協力会社との間で成立するものとします。なお、見積内容の有効期限は、別段の定めがある場合を除き、提示日から30日間とします。

第5条（費用の支払い）

1. 本サービスにかかる作業費用は、協力会社が提示する見積金額に基づきます。
2. 利用者は、前項の費用を、原則として作業完了日の属する月の翌月の、当社が提供する放送・通信サービス等の利用料と合算して、当社が指定する方法により支払うものとします。
3. 利用者が当社に対し、本サービスにかかる請求書等の発行を希望する場合、当社が別途定める発行手数料（1請求月につき税別200円）を支払うものとします。
4. 作業契約成立後に利用者の都合でキャンセルを行う場合、協力会社が定めるキャンセル料または出張実費等の費用が発生する場合があります、利用者は当該費用を本条第2項に準じて当社を通じて支払うものとします。

第6条（作業の完了と請求の確定）

1. 協力会社による作業が完了し、利用者が協力会社の発行する完了書等の所定の書類への署名、または当社および協力会社が定める電磁的方法（メッセージ等）による承諾をもって、当社は当該費用の請求を確定させるものとします。

第7条（協力会社の立ち入り）

1. 協力会社は、本作業の遂行に必要な範囲で、あらかじめ利用者の承諾を得たうえで、利用者の宅内または敷地内に立ち入ることができるものとし、利用者はこれに協力するものとします。

第8条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供（協力会社への紹介、連絡、および請求等）に必要な範囲内で、利用者の氏名、住所、電話番号、相談内容等の個人情報を協力会社に提供するものとし、利用者はこれに同意するものとします。
2. 当社および協力会社は、知り得た個人情報を適切に管理し、本サービス以外の目的に利用しません。
3. 提供される個人情報の取り扱いは、当社の定めるプライバシーポリシーに基づきます。

第9条（サービスの一時中断・停止）

1. 当社は、ネットワークやシステムの定期点検、事故による停止、天災等の不可抗力、その他合理的な理由により必要があると判断した場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断し、または停止することができるものとします。
2. 前項による中断または停止により利用者に損害が生じた場合でも、当社は次条に定める範囲を除き、責任を負わないものとします。

第 10 条（免責事項および損害賠償）

1. 実作業に関しては作業契約に基づき提供されるものであり、当社は一切の責任を負いません。作業トラブル等は協力会社はその責任を負い、利用者との間で解決するものとします。
2. 当社は協力会社の選定に注意を払いますが、作業の完全性や正確性等について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、保証するものではありません。
3. 当社は、天災地変、停電、通信障害、その他当社の責めに帰さない事由によるサービスの中断、遅延、または不能となった場合、一切の責任を負いません。
4. 消費者契約法その他の強行法規の適用により、当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社の賠償責任は、当該トラブルにかかる作業契約の金額を上限とします。

第 11 条（禁止事項）

利用者は以下の行為を行ってはなりません。

1. 本サービスの権利の転売、貸与、または不正目的での利用。
2. 虚偽の内容による申し込み。
3. 当社または協力会社に対する嫌がらせ、過度な要求、ハラスメント行為、または業務妨害行為。
4. 当社または協力会社の信用を毀損する行為。
5. 利用者（法人の場合は役員等を含む）が反社会的勢力に該当すること、またはこれらと密接な関係を有すること。

第 12 条（当社からの解除・終了）

1. 当社は、利用者が次のいずれかに該当した場合には、催告なしに即時に利用契約を解除できるものとします。この場合、当社は利用者に対し一切の損害賠償義務を負いません。
 - (1) 本サービスまたは当社の提供する他のサービス（放送・通信等）の費用の支払いを怠った場合
 - (2) 申込内容に虚偽がある場合、または過去に当社のサービスで利用停止等の処分を受けていたことが判明した場合
 - (3) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (4) 支払停止、破産手続開始等の申し立てがあった場合
 - (5) 当社からの連絡に相当期間応答がない場合、または登録情報の不備により連絡が届かない場合
2. 当社が別に提供する放送・通信サービス等の利用契約が終了した場合、本サービスの利用契約も当然に終了するものとします。

第 13 条（届出事項の変更と通知）

1. 利用者は、氏名、住所、電話番号等、当社に届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の届け出がないために、当社からの通知や書類が遅延し、または到達しなかった場合、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 14 条（規約の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、本規約の内容を変更できるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、変更後の本規約およびその効力発生時期を、当社ホームページへの掲載その他相当の方法により周知するものとし、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

第 15 条（権利の譲渡）

1. 利用者は、利用契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡等してはなりません。
2. 当社は、本サービスに基づき利用者に対して有する債権を、第三者に譲渡または信託することがあり、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。

第 16 条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項の全部または一部が、消費者契約法その他の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定は、継続して有効に存続するものとします。

第 17 条（準拠法・協議事項・管轄裁判所）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約に定めのない事項については、当社と利用者が誠意をもって協議し解決するものとします。
3. 本サービスに関する一切の紛争については、秋田簡易裁判所または秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、令和 8 年（2026 年）7 月 1 日から実施します。